

比婆道後帝釈国定公園（島根・広島県地域）の公園区域及び公園計画の変更（再検討）に関する意見の募集について

比婆道後帝釈国定公園（島根・広島県地域）の公園区域及び公園計画の変更について、意見を募集します。

< 比婆道後帝釈国定公園の概要 >

1 区域

比婆道後帝釈国定公園は、鳥取・島根及び広島の3県にまたがり、船通山（標高1,142m）、三井野原、比婆山（標高1,299m）、吾妻山（標高1,239m）、道後山（標高1,271m）等を主体とする山稜部と、その南約16kmの地点にある帝釈峡の2団地からなる。

2 景観の特徴

船通山、比婆山及び道後山等を主体とする地域は、緩やかな緩傾斜面を残し、隆起伏準平原の特徴を顕著に示している。

また、帝釈峡地域は、カルスト地形を縦走した渓谷景観が我が国でも特異なものであり、大正12年3月に名勝に指定されている。

3 動植物

特異な動物としては、オオサンショウウオが棲息している。植物では、船通山の大イチイ、比婆山のブナ純林、熊野神社のスギ大木等があり、特に比婆山のブナ純林は、国の天然記念物に指定されている。また、帝釈峡地域では、石灰岩地帯の渓谷であるためケヤキ、ヨコグラーノキ、コクサギ、クロタキカズラ、キビノナワシロイチゴ、ヤマアイ等の樹木からなる特異な林相を示している。

4 利用形態

自然探勝、景観鑑賞、登山・ハイキング・ピクニック、キャンプ、スキーなど多様な利用に加え、休暇村や県民の森といった宿泊施設も充実しているため、林間学校といった教育研修の利用にも供されており、年間利用者数は約83万人（平成13年）である。特に、利用拠点の道後山や吾妻山の高原部は中国地方の数少ないスキー場になっているほか、帝釈峡付近では、定期遊覧船が就航しており湖上からの展望を手軽に楽しめるなど、全体として四季を通じて利用が盛んである。

変更案の概要

比婆道後帝釈国定公園は、昭和38年7月24日に指定した後、昭和55年の中国自然歩道の追加などの小規模な変更を行いながら現在にいたっている。

今回は、公園の指定後40年あまりが経過していることから、この間の社会条件等の変化を踏まえ、島根・広島県地域において公園区域と公園計画の変更を行うものであり、その概要は下記のとおりである。

ア 公園区域

広島県地域において、県民の森を公園区域に追加するほか、現在不明瞭となっている部分の公園区域線の明確化を図る。

イ 保護計画

地域の自然環境の現況を踏まえ、保護計画を強化する。

ウ 利用計画

公園の適正利用の増進を図るため利用計画を変更、追加又は削除する。

<スケジュール>

- ・平成14年 9月18日(水) 意見募集開始(環境省ホームページに掲載)
- ・平成14年10月18日(金) 意見募集の締め切り
- ・平成14年11月(予定) 中央環境審議会自然環境部会に変更案を諮問
- ・平成15年 1月(予定) 中央環境審議会自然環境部会の答申を踏まえ、変更内容を告示

- 公園計画変更案 -

1. 公園区域の変更

比婆山地区において、公園区域に隣接する「県民の森」全域を公園区域に編入するとともに、現状の自然公園の区域線をそのまま使うことが不適当な箇所について、区域の明確化を行う。

区分	変更部分の区域	変更理由	面積(ha)
拡張	広島県比婆郡西城町大字油木の一部	県民の森を公園区域に追加するため。	385
拡張	広島県比婆郡比和町大字森脇の一部	区域線の明確化を図るため。	6
削除	広島県比婆郡比和町大字森脇の一部	区域線の明確化を図るため。	1
削除	広島県比婆郡比和町大字森脇の一部	区域線の明確化を図るため。	12
削除	広島県比婆郡比和町大字森脇の一部	区域線の明確化を図るため。	47
削除	広島県比婆郡比和町大字三河内の一部	区域線の明確化を図るため。	4

2 保護計画

(1) 保護規制計画

新たに公園区域に編入する「県民の森」及び公園区域の明確化によって編入した地域について、隣接する地域と一体的に風致の保護を図る必要があることから、特別地域として指定し、併せて地種区分の決定を行う。

変更部分の区域	変更内容	変更理由	面積(ha)
広島県比婆郡西城町大字油木の一部	公園区域外 第2種特別地域	一体的に風致の保護を図る必要があるため。	385
広島県比婆郡比和町大字森脇の一部	公園区域外 第2種特別地域	一体的に風致の保護を図る必要があるため。	6
広島県比婆郡比和町大字森脇の一部	第2種特別地域 公園区域外	区域線の明確化を図るため。	1
広島県比婆郡比和町大字森脇の一部	第2種特別地域 公園区域外	区域線の明確化を図るため。	12
広島県比婆郡比和町大字森脇の一部	第2種特別地域 公園区域外	区域線の明確化を図るため。	47
広島県比婆郡比和町大字三河内の一部	第3種特別地域 公園区域外	区域線の明確化を図るため。	4

* 地域地区別面積：単位 ha

変更前	特 別 地 域				普通地域 (%)
	7,808(98.6)				
	特別保護地区	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域	(0.0)
	0(0.0)	502(6.4)	5,112(65.5)	2,194(28.1)	
公園区域 7,807(100)					
変更後	特 別 地 域				普通地域 (%)
	8,959(98.6)				
	特別保護地区	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域	(0.0)
	0(0.0)	476(5.7)	5,799(68.9)	2,141(25.4)	
公園区域 8,416(100)					

変更後の面積には、再計測による増減を含む。

3 利用計画

利用施設計画

公園の適正利用の促進を図るため利用計画を変更する。

ア 集団施設地区

(ア) 次の集団施設地区を追加する。

名称	位置	整備方針
六の原集団施設地区	広島県比婆郡西城町(油木)	県民の森の適正な利用を図るための拠点として整備する。

(イ) 次の集団施設地区を変更する。

名称	位置	変更内容	変更理由
帝釈峡集団施設地区	広島県比婆郡比和町(三坂)	整備方針の変更 面積の縮小	整備方針を見直すと共に、区域の再計測を行ったため。
吾妻山集団施設地区	広島県比婆郡比和町(森脇)	詳細計画の決定	整備方針を明確化するため。
道後山集団施設地区	広島県比婆郡西城町(三坂)	詳細計画の決定	整備方針を明確化するため。

(ウ) 次の集団施設地区を削除する。

名称	位置	削除理由
池ノ段集団施設地区	広島県比婆郡西城町(熊野)	今後の整備が見込めないため。

イ 単独施設

(ア) 次の単独施設を追加する。

種類	位置	整備方針
野営場	広島県神石郡油木町(和宗)	利用拠点として整備する。
園地	広島県神石郡神石町(永野)	利用拠点として整備する。
園地	広島県比婆郡東城町 (帝釈未渡)	利用拠点として整備する。
野営場	広島県比婆郡西城町(熊野)	利用拠点として整備する。

(イ) 次の単独施設を削除する。

種類	位置	整備方針
休憩所	島根県仁多郡横田町 (竹崎・鳥上滝)	利用実態がなく、整備の必要性に乏しいため。
宿舎	島根県仁多郡横田町 (八川・三井野原)	利用実態がなく、整備の必要性に乏しいため。
休憩所	島根県仁多郡横田町 (八川・三井野原)	利用実態がなく、整備の必要性に乏しいため。
休憩所	島根県仁多郡横田町 (大馬木・薩地)	利用実態がなく、整備の必要性に乏しいため。
園地	島根県仁多郡横田町 (大馬木・大峠)	利用実態がなく、整備の必要性に乏しいため。
スキー場	広島県比婆郡西城町(油木)	今後は、六の原集団施設地区として整備するため。

ウ 道路

(ア) 次の車道を追加する。

路線名	位置	整備方針
竜王山線	起点 - 広島県比婆郡西城町 (熊野・国定公園境界) 終点 - 広島県比婆郡西城町 (油木・竜王山)	竜王山、立烏帽子山への連絡ルートとして整備する。

(イ) 次の車道を変更する。

変更前	変更後	変更理由
大峠大膳原線 起点：島根県仁多郡横田町 (大馬木・国定公園境界) 終点：広島県比婆郡比和町 (森脇・大膳原)	大峠線 起点：島根県仁多郡横田町 (大馬木・国定公園境界) 終点：島根県仁多郡横田町 (森脇・三の渡)	風致への影響と利便性の確保を勘案の上、区間を短縮する。

(ウ) 次の車道を削除する。

路線名	位置	削除理由
大峠上尺田線	起点：島根県仁多郡横田町 (大馬木・国定公園境界) 終点：広島県比婆郡西城町 (熊野・国定公園境界)	他の道路が機能を代替しているため。

(エ) 次の歩道を追加する。

路線名	位置	整備方針
六の原伊良谷山線	起点：広島県比婆郡西城町 (六の原・集団施設地区) 終点：広島県比婆郡西城町 (伊良谷山東・歩道分岐点)	県民の森内の周遊及び既存路線との連絡を図るため、整備する。
六の原毛無山線	起点：広島県比婆郡西城町 (六の原・集団施設地区) 終点：広島県比婆郡西城町 (毛無山西・歩道分岐点)	県民の森内の周遊及び既存路線との連絡を図るため、

路線名	位 置	整備方針
六の原出雲峠線	起点：広島県比婆郡西城町 (六の原・集団施設地区) 終点：広島県比婆郡西城町 (出雲峠・歩道合流点)	県民の森内の周遊及び既存路線との連絡を図るため、整備する。
六の原比婆山線	起点：広島県比婆郡西城町 (六の原・集団施設地区) 終点：広島県比婆郡西城町 (比婆山・歩道合流点)	県民の森内の周遊及び既存路線との連絡を図るため、整備する。
六の原立烏帽子山線	起点：広島県比婆郡西城町 (六の原・集団施設地区) 起点：広島県比婆郡西城町 (六の原・歩道合流点) 終点：広島県比婆郡西城町 (立烏帽子駐車場北・歩道合流点)	県民の森内の周遊及び既存路線との連絡を図るため、整備する。

(オ) 次の歩道を変更する。

変更前	変更後	変更理由
船通山出雲峠線 起点：鳥取県日野郡日南町 及び鳥根県仁多郡横田町 (船通山・歩道分岐点) 終点：鳥根県仁多郡横田町 及び広島県比婆郡西城町 (出雲峠・歩道合流点)	三井野原出雲峠線 起点：鳥根県仁多郡横田町 (大字八川・三井野原) 終点：鳥根県仁多郡横田町 及び広島県比婆郡西城町 (出雲峠・歩道合流点)	風致への影響と利便性の確保を勘案の上、区間を短縮する。
中国自然歩道 起点：鳥根県仁多郡横田町 (大峠・国定公園境界) 終点：広島県比婆郡西城町 (熊野・国定公園境界) 起点：鳥根県仁多郡横田町 及び広島県比婆郡比和町 (烏帽子山西鞍部・歩道分岐点) 終点：鳥根県仁多郡横田町 及び広島県比婆郡比和町 (吾妻山・歩道合流点) 起点：広島県比婆郡西城町 (四ノ原・国定公園境界) 終点：広島県比婆郡西城町 (四ノ原・歩道合流点)	中国自然歩道 起点：鳥根県仁多郡横田町 (大峠・国定公園境界) 終点：広島県比婆郡西城町 (熊野・国定公園境界) 起点：鳥根県仁多郡横田町 及び広島県比婆郡比和町 (烏帽子山西鞍部・歩道分岐点) 終点：鳥根県仁多郡横田町 及び広島県比婆郡比和町 (吾妻山・歩道合流点)	歩道計画の追加に伴い起終点の整理を行う。

起点：広島県比婆郡東城町 (帝釈未渡・国定公園境界) 終点：広島県神石郡神石町 (山方・国定公園境界) 起点：広島県神石郡神石町 (犬瀬・歩道分岐点) 終点：広島県比婆郡東城町 (向谷・国定公園境界) 起点：広島県比婆郡東城町 (宇那田・国定公園境界) 終点：広島県神石郡神石町 (市場・国定公園境界)	起点：広島県比婆郡東城町 (帝釈未渡・国定公園境界) 終点：広島県神石郡神石町 (山方・国定公園境界) 起点：広島県神石郡神石町 (犬瀬・歩道分岐点) 終点：広島県比婆郡東城町 (向谷・国定公園境界) 起点：広島県比婆郡東城町 (宇那田・国定公園境界) 終点：広島県神石郡神石町 (市場・国定公園境界)	
--	--	--

(カ) 次の歩道を削除する。

路線名	位置	削除理由
船通山三国山線	起点：島根県仁多郡横田町 (大馬木・国定公園境界) 終点：島根県仁多郡横田町、鳥取県日野郡 日野町及び広島県比婆郡西城町 (三国山)	利用実態がなく、整備の必要性に乏しいため。